

# ふるさと納税制度で住民税(市・県民税)の控除を受けるには申告が必要です。

確定申告をされる方は、二表の住民税に関する事項にも対象となる金額を記載してください。  
住民税の申告をされる方の記載方法は、税務課市民税係にお問い合わせください。

◆珠洲市役所税務課市民税係 0768-82-7735

## ●確定申告書 A様式の場合の例

平成  年分の所得税の確定申告書 A

FA0060

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類	支払保険料	⑦ 掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

○所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
⑫ 源泉徴収税額の合計額			

○雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

第二表 平成二十二年分以降適用(第三表は納税と控除に適用) 第二表は納税と控除に適用(第三表は納税と控除に適用)

○住民税に関する事項の寄附金税額控除「都道府県、市区町村分」欄に珠洲市への寄附金額を記載してください。

寄附先と所得税の寄附金控除の対象となる金額の合計を記入してください。

○住民税に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外(平成23年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="checkbox"/> 給与から差引き <input type="checkbox"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分 <b>50,000</b>

○寄附先と所得税の寄附金控除の対象となる金額の合計を記入してください。

寄附先の所在地・名称	寄附金
<b>珠洲市</b>	<b>50,000</b>

## ●確定申告書 B様式の場合の例

平成  年分の所得税の確定申告書 B

FA0070

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類など	損害金額
⑪ 医療費控除	支払医療費	保険金などで補てんされる金額	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	
⑬ 一般の保険料の計			
⑭ 生計控除	個人年金保険料の計		
⑮ 寄附金の控除	寄附先の所在地・名称	寄附金	
	<b>珠洲市</b>	<b>50,000</b>	
⑯ 源泉徴収税額			
⑰ 源泉徴収税額の合計額			

○事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除)額

第二表 平成二十二年分以降適用(第三表は納税と控除に適用) 第二表は納税と控除に適用(第三表は納税と控除に適用)

寄附先と所得税の寄附金控除の対象となる金額の合計を記入してください。

○住民税に関する事項の寄附金税額控除「都道府県、市区町村分」欄に珠洲市への寄附金額を記載してください。

○住民税・事業税に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外(平成23年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="checkbox"/> 給与から差引き <input type="checkbox"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分 <b>50,000</b>

○特別適用条文等

○雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

第二表 平成二十二年分以降適用(第三表は納税と控除に適用) 第二表は納税と控除に適用(第三表は納税と控除に適用)